

平成20年度決算により算定した資金不足比率について

(地方公共団体の財政の健全化に関する第22条第1項の規定による公表)

平成20年度決算により算定された坂出市の各公営企業における資金不足比率は、下表のとおりで、坂出港港湾整備事業特別会計および土地区画整理事業特別会計において、資金不足が生じており、基準を大きく上回っています。このため、一定の条件(特別会計の廃止等)に該当しない限り、平成21年度中に議会の議決を経て経営健全化計画を策定し、経営健全化に取り組まなければなりません。

基準を上回っている主な理由としては、当該特別会計はいずれも宅地造成事業を行っており地価の下落により土地売却収入見込額が遞減していることや、事業開始からの期間が長年に亘っていることに伴う金利負担の累積などが大きくなっているためです。

このようなことから平成20年度から行っている一般会計からの繰出を増額するなど、資金不足の解消を早期に図っていく予定としています。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	- (83.8%)	20.0%
市立病院事業会計	- (54.7%)	
下水道事業特別会計	-	
坂出港港湾整備事業特別会計	4,375.0%	
土地区画整理事業特別会計	95.2%	

備考

資金不足比率が算定されない場合は、「-」を記載し、参考に資金剰余の比率を()で記載しています。

なお、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、算定上差し引くことが認められています。例えば下水道事業の場合、各家庭に下水道が行き渡る前に、まず、下水処理場の建設が必要となるなど、予定していた下水道料金が入ってくるまでは資金不足となるものの、後年度の料金収入等で解消されることを想定しているからです。坂出市の下水道事業特別会計では減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式を選択し算定した結果、資金不足額は生じないこととなりました。